

平成 25 年 4 月 26 日

【照会先】

高知労働局労働基準部健康安全課

課長 中井 正和

課長補佐 三宮 健朗

直通電話 088 - 885 - 6023

報道関係者 各位

## 平成 24 年（確定値）労働災害発生状況について

高知労働局（局長 櫻井恵治）は、平成 24 年の高知県における労働災害の発生状況（確定値）を取りまとめたので発表する。

高知県における平成 24 年の労働災害による死亡者数は、14 人である。

休業 4 日以上の死傷者数（確定値）は、1,004 人と前年と比べて 59 人の減少となった。

高知労働局は、労働災害の大幅な減少、死亡災害の撲滅を目指し、所要の対策に引き続き取り組む。

### 1 労働災害発生状況＜資料番号 1～11 参照＞

#### （1）死亡災害発生状況（平成 24 年確定値）

- ① 平成 24 年の死亡者数は、14 人で前年と比べて 8 人増加した。
- ② 業種別では、建設業が 8 人、第三次産業が 2 人、製造業、運輸業、林業、水産業が各 1 人となった。
- ③ 事故の型別では、「交通事故」と「おぼれ」がそれぞれ 4 人、「はさまれ・巻き込まれ」と「転倒」がそれぞれ 2 人、「激突され」が 2 人となった。

#### （平成 24 年死亡災害の概要）

建設業においては、「おぼれ」によるものが 3 人、「交通事故」によるものが 2 人、「はさまれ・巻き込まれ」と「激突され」及び「転倒」によるものがそれぞれ 1 人であり前年と比べて 5 人の増加となった。

製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが 1 人であり、前年は死亡災害ゼロのため 1 人増加となった。

運輸業は、「交通事故」によるものが 1 人であり、前年と同数となった。

林業は、「激突され」によるものが 1 人であり、前年と同数となった。

水産業は、「おぼれ」によるものが1人であり、前年より1人増加となった。

第三次産業（警備業・その他の事業）は、「交通事故」及び「転倒」によるものがそれぞれ1人で、前年より1人増加となった。

#### （評価と対策）

労働行政の重点施策として取り組んできた「墜落・転落」等の死亡災害は、発生していない。しかし、建設業における潜水作業や伐木作業、製造業における機械の故障等からの復旧作業において死亡災害が発生したほか、移動中の交通事故による死亡災害も少なくない。

また、高知労働局において実施した全国安全週間を含む「緊急労働災害防止対策期間（6～7月）」、「高知労働局年末年始無災害運動」（11～12月）期間中においても合計3人の死亡災害が発生した。

高知労働局においては、今後も死亡災害の撲滅を目指し、事業場における安全教育の徹底や作業標準の作成等、所要の対策に引き続き取り組む。

#### （2）全産業における休業4日以上之死傷災害発生状況（平成24年確定値）

- ① 平成24年における休業4日以上之死傷者数は1,004人と、前年と比べて、59人(5.6%)の減少となった。
- ② 業種別では、第三次産業が432人（前年比17人（13.4%）減）と最も多くを占めている。次いで製造業が186人（同12人（6.1%）減）、建設業が163人（同3人（3.6%）減）となった。
- ③ 事故の型別で多いものは、「転倒」が194人、「墜落・転落」が145人、「動作の反動・無理な動作」が131人、「切れ・こすれ」が113人となった。

#### （平成24年死傷災害の概要）

高知労働局の死傷災害防止対策は、第三次産業のうち死傷者数が多くを占める商業や保健衛生業に対し自主点検を実施した。

自主点検は、保健衛生業のうち介護施設や保育所等の事業者367社に対し、「腰痛」や「高齢労働者への安全配慮」、4S活動（整理・整頓・清潔・清掃）の普及促進を図ることに重点をおいて4月に実施した。また、商業のうちスーパーなどの各種商品小売業などの事業者656社に対し、「転倒」や「転落」、4S活動の普及促進を図ることに重点をおいて5月に実施した。

その後、自主点検に基づき、第三次産業（商業・保健衛生業）を対象に集団指導等を実施し労働災害防止の啓発を図ったところであるが、商業等の死傷者数は、130人（前年比8人（5.8%）減）となったが、保健衛生業では、113人（同8人（7.6%）増）となった。

第三次産業全体の事故の型別では、「転倒」が126人（同1人（0.7%）増）、「動作の反動・無理な動作」によるものが84人（同9人（9.7%）減）、「墜落・転落」によるものが46人（同2人（4.2%）減）となった。

また、全産業において、平成 24 年は「墜落・転落」による死亡災害はなかったものの、休業 4 日以上 の災害に占める割合は、「転倒」(19.3%) に次ぐ 14.4% と多くを占めている。

(評価と対策)

- ① 「墜落・転落」は、死亡などの重篤な災害に繋がりやすいので、引き続き「墜落・転落」災害防止に重点的に取り組む。
- ② 「転倒」による災害 194 人のうち、休業 2 か月以上の災害は、72 人で 37.1% に及んでいる。そのうち 50 歳代の労働者は 23 人、60 歳以上の労働者は 34 人を占め、併せて 57 人 (79.1%) となっており、高年齢労働者に対する転倒防止対策に取り組む。
- ③ 「切れ・こすれ」による災害 128 人のうち、休業 2 か月以上の災害は 14 人 (10.9%) で、主な起因物は木材加工用機械 (6 人) や食品加工用機械 (2 人) で、57.1% を占め、機械による労働災害防止に取り組む。
- ④ 全産業における第三次産業の占める労働災害の割合は、平成 21 年からそれまでの 3 割台が約 4 割になってほぼ横ばいのまま推移し、平成 24 年は 42.6% を占めており、他産業において労働災害の発生は減少化傾向にあるのに対し、減少が見られないことから第三次産業に対する安全対策に引き続き取り組む。
- ⑤ 製造業における災害 186 人のうち、食料品製造業が 47 人と最も多くを占めていること。また食料品製造業に次いで 31 人と労働災害が多く、平成 24 年に労働災害が増加した鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、次いで 25 人と労働災害が多い一般機械器具製造業を対象として労働災害防止に取り組む。
- ⑥ 建設業における災害 163 人について、起因物別にみると、建設機械を含む動力機械による災害と足場や屋根、通路を起因物とする災害がそれぞれ 40 人 (24.5%) と最も多いことから、動力機械による労働災害の防止と、足場や屋根等における安全設備の有効保持を事業場に指導に取り組む。